

富良野市文化芸術推進条例（仮称・たたき台）

前文 現在作成中

（目的）

第1条 この条例は、富良野市における文化芸術の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び市民が相互に理解・尊重し、市民としての役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）文化芸術 芸術、芸能、生活文化等の文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）が対象とするもののほか、市民が主体的に行う創造的な行動をいう。
- （2）文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承する活動をいう。
- （3）市民 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- （4）文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う団体をいう。
- （5）事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。
- （6）文化資産 文化財、伝統文化、自然景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産をいう。
- （7）必要に応じて追加します。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興にあたっては、性別、国籍、民族、年齢、障害の有無、経済状況等にかかわらず、あらゆる市民に対して、文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する文化的権利が保障されなければならない。

2 文化芸術の振興にあたっては、市民及び市を訪れる人々が枠を超えて相互に理解し、尊重することができる持続可能な地域社会の実現を図らなければならない。

3 文化芸術の振興にあたっては、障害者その他の社会的弱者の文化的権利を実現するために、文化的施設の建設・管理・運営並びに事業の実施について特段の配慮をしなければならない。

4 文化芸術の振興にあたっては、現在ある文化的資源、歴史や伝統、人、自然環境に市民が理解を深め誇りと愛着を持てるよう支援しなければならない。

5 文化芸術の振興にあたっては、地域の文化創造、文化活動の振興及び創造され

た新たな文化や価値の発展、それらの保護、保存を図るため必要な施策を講じなければならない。

6 文化芸術の振興にあたっては、広く市民が多様な文化に触れる機会の充実を図らなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、文化芸術施策を推進するにあたっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、まち育て、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう努める。

3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及することができる環境を整備するよう努める。

4 市は、市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するよう努める。

5 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術関連施策の策定及び推進にあたっては、広く市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努める。

6 市は、市が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努める。

7 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努める。

8 市は、文化芸術の推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

（市民の権利及び役割）

第5条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び文化芸術活動を行う権利を有する。

2 市民は、第3条に規定する基本理念を理解し、相互に理解し、尊重し合い、主体的に文化芸術の創造、発信、及び発展に努める。

（文化芸術団体及び事業者の役割）

第6条 文化芸術団体は、第3条に規定する基本理念を理解し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努める。

2 事業者は、第3条に規定する基本理念を理解し、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努める。

（人材育成）

第7条 市は、文化芸術活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講じるよう努める。

2 市は、将来にわたり市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成に努める。

3 市は、市民と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置（文化コーディネーター）その他必要な施策を講じるよう努める。

（乳幼児・児童・生徒の文化活動の充実）

第8条 市は、次代の文化芸術の担い手となる子どもが感性を磨き、豊かな創造力（想像力）を育むことができるよう、乳幼児期から文化芸術に親しむ機会の提供や環境の整備に努める。

2 市は、子どもへの文化芸術に関する教育活動を充実させるため、学校、文化芸術団体、家庭及び地域の活動が相互に有機的に連携できる施策を講じるよう努める。

（国内外、地域間における文化の交流並びに観光資源としての活用）

第9条 市は、国内外、地域間の文化的交流を促進するため、地域における文化資産の価値を認識し、産業、観光分野との連携により必要な施策を講じるよう努める。

（自然との共生・共存）

第10条 市は、地域の特性である豊かな自然環境が多様な文化芸術を生み出す源であることを認識し、自然との共生を図りながら持続可能なまち育ての視点をもった施策を講じるよう努める。

（食文化の発展・維持）

第11条 市は、農村地帯であり豊かな農作物を生み出す土地柄を鑑み、その資源や歴史的背景から成る食文化を尊重し、発展・維持に必要な施策を講じるよう努める。

2 市は、市民が地元の食物に親しみをもち、地産地消による食生活・食文化が育まれるよう配慮する。

（市民の健康増進）

第12条 市は、スポーツが人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流を促進する文化的な役割を果たしている事を鑑み、市民がスポーツに親しみ、楽しむことが出来るよう必要な施策を講じるよう努める。

（演劇文化・芸術の振興）

第13条 市は、演劇がもつ「創る」「育む」「癒す」という力を十分に発揮させ、地域の幸福度を高めるため、これらを実現する環境を整備し、様々な人々との交流を計ることができるよう支援する。

2 演劇を通じた表現力、想像力、コミュニケーション力を培う人材育成を支援する。（→人材育成項目？）

(計画の策定)

第14条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定する。

(富良野市文化芸術推進委員会の設置)

第15条 市は、前条の計画の推進及び評価を行うため、富良野市文化芸術推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、市における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成する。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。